

# 院外処方箋の事前合意項目における問い合わせ不要 PBPM (鏡野町国民健康保険病院 令和6年4月1日 より実施)

## 【処方変更に関わる原則】

- ① 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ② 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ③ 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とする。また、医薬品の安定性や溶解性、体内動態を十分に考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ④ 患者に十分な説明（適正な服用・使用方法、安定性、価格等）を行い、理解と同意を得た上で変更する。

## 【問い合わせ不要】

### 1) 成分名が同一の銘柄変更（ただし変更不可の処方除く）

例：フォサマック錠 35mg → ボナロン錠 35mg（併売品）  
→ アレンドロン酸錠 35mg「ファイザー」（後発品）

※但し薬剤料が同額以下の場合のみ

### 2) 剤形の変更

例：錠剤・カプセル剤 → 口腔内崩壊錠

※用法・用量及び体内動態が変わらない場合のみ可とする

※外用剤の剤形変更は不可とする

※インスリンのデバイス変更は不可とする

### 3) 別規格製剤がある場合の調製規格の変更

例：5mg 錠 1回2錠 → 10mg 錠 1回1錠  
10mg 錠 1回0.5錠 → 5mg 錠 1回1錠

※必ず患者さんに服用方法や価格を説明し、同意を得ること

### 4) 服薬管理等の面から必要と判断して実施する半割、粉碎、混合等の調製、あるいはその逆（但し、抗悪性腫瘍剤を除く。）

例：ワーファリン錠 1mg 3.75錠 → 粉碎 またはその逆（ワーファリン 0.75錠 半割可）

例：カルボシステイン DS 0.6g 毎食後5日分、アスベリン散 0.1g 毎食後5日分 → 混合

例：ロコイド軟膏 10g ヒルドイドソフト軟膏 25g 足 1日2回塗布 → 混合

※必ず患者さんに服用方法や価格を説明し、同意を得ること

### 5) 残薬の調整での処方日数の短縮

（但し、麻薬に関するものは除く、不足が生じないよう1週間分程度手持ちを残す）

薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること

例：プラビックス錠 75mg 30日分 → 27日分（3日分残薬があるため）

ニゾラルクリーム 2% 10g 3本 → 2本（1本残薬があるため）

※残薬調整を行った場合は「疑義照会 PBPM 情報提供書」に必ず残薬が生じた理由を記載すること  
※院外処方箋における「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」で「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の項目にチェックがある場合は除く。この場合、指示通り疑義照会が必要

6) 「1日おきに服用」と指示された処方薬やビスホスホネート製剤（週1回あるいは月1回）が、連日投与の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：バクタ配合錠 1錠 分1 朝食後 1日おき 30日分→15日分

例：ベネット錠 17.5mg 1錠 分1 起床時 14日分→2日分

7) ジェネリック医薬品のメーカー指定での処方がある場合、出荷調整や店舗在庫の関係上、先発医薬品を使用しなければならない場合

例：テルミサルタン錠 40mg「サンド」 → ミカルデイス錠 40mg

※必ず患者さんに服用方法や価格を説明し、同意を得ること

8) 服薬管理等の面から必要と判断して実施する一包化調製またはその逆（但し、抗悪性腫瘍剤を除く、「一包化不可」のコメントがある場合は除く）

※必ず患者さんに服用方法や価格を説明し、同意を得ること（一包化では患者負担が増える）

※全分包の指示があるが、服用管理の面で一包化の必要がない方への一包化の取りやめ、鎮痛薬・便秘薬・睡眠薬など調節を必要とする医薬品等を一包化から外すことを可とする。ただし、必ず患者の同意を得て行うこと

9) 漢方薬、胃腸機能調整薬等の用法を添付文書どおりの服用方法に変更（ただし、服用方法について口頭で指示されている場合を除く。）

例：αグルコシダーゼ阻害薬、速効型食後血糖降下薬（ナテグリニド錠他）：食前→食直前

例：EPA製剤等（イコサペント酸エチル粒状カプセル他）：食後→食直後

例：漢方薬、制吐剤（メトクロプラミド錠、ドンペリドン錠他）：食後→食前

例：食間服用のもの（アルロイドG他）：食後→食後2時間

※アドヒアランス等の向上を目的に服用方法が指示されていると考えられる場合や、患者さんとの面談上、用法が明確でない場合には疑義照会を行う

10) 頓服の用法（服用時点）、外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用時点等）が口頭で指示されている場合

（処方せん上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている）に用法を追記すること（薬歴上あるいは患者面談上用法が明確な場合）

例：（口頭で痛みがある時に服用するよう指示があったと患者から聴取した場合）

ロキソプロフェン Na 錠 60 mg 1錠 14回分 医師の指示通り→疼痛時

例：（口頭で腰痛時に腰に貼付するよう指示があったと患者から聴取した場合）

モーラステープL 40mg 21枚 1日1回→1日1回 1回1枚 腰 患部に貼付

※適用回数、適用部位は添付文書に記載されている回数、部位の範囲内で行う

---

**【疑義照会 PBPM 情報提供書】** について（別添）

- ・上記内容について、別添の「疑義照会 PBPM 情報提供書」にて、処方箋コピーと共に報告を行う
- ・その他、緊急性のある問い合わせや疑義照会については、随時電話にて問い合わせを行う